



**重 要**

平成 18 年 3 月 6 日

教職員・研究者各位

学 長 薬師寺 道明

## 遺伝子組換え実験について

久留米大学において、遺伝子組換え実験を実施しようとするときは、実験計画を学長に提出しその承認を受けることとなっています。

しかし、学長の承認を受けずに実験を実施した例が確認されました。このような事態が生じた主な原因が、研究者の大学規程・関係法律に対する理解不足にあったことから、学長の承認を受けずに実施した実験については、特別措置として安全委員会にて承認審査することとしました。

該当者は、下記の要領で手続きし審査を受けてください。この手続きを怠った場合は、不当に行われた実験とみなされ、成果を認められないこともありますので、手続きに遺漏のないようにお願いします。

### 手続き

#### ■ 未申請で行った実験について

遺伝子組換え実験結果提出書・報告書（様式 2-1・2-2）を提出してください。

様式 2-1 の「承認日」欄には、未申請である旨記入してください。

**提出期限 平成 18 年 6 月 30 日（金）厳守**

（これ以降は一切受け付けませんし、特別措置も執りません）

#### ■ 未申請で実施しようとしている実験について

**速やかに** 遺伝子組換え実験計画書（様式 1-1・1-2）を提出し審査を受けてください。

#### ■ 提出先

研究推進課 大学本館北側 3 階 TEL31 - 7917 Ext.2262

各講座・研究所におかれては改めて「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」及び「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」等の法令、並びに「久留米大学遺伝子組換え実験指針」、「久留米大学遺伝子組換え実験安全管理規程」の遵守の徹底を図られるようお願いいたします。

本件お問合せ先： 遺伝子組換え実験安全委員会  
kumikae@kurume-u.ac.jp

<http://www.med.kurume-u.ac.jp/med/joint/kumikae/index.htm>

（様式はこちらからダウンロードしてください）